

## 子育て世帯への臨時特別給付金

# 0～18歳の児童に給付金を支給します



新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、その影響を受けている子育て世帯を支援する取組の一環として、児童を養育する人に臨時・特別の給付金を支給します。

### ■支給対象者

下記①②の両方に当てはまる人

- ①平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童の保護者のうち生計を維持する程度の高い人
- ②令和3年度の所得が児童手当(本則給付)の支給対象の人または、それに準ずる人  
※特例給付の支給対象の人(児童一人につき月額5千円が支給されている人)または、それに準ずる人は対象になりません。

### ■支給額

児童1人当たり一律10万円

### ■申請方法

申請書類及び添付書類を子育て支援課に持参または郵送してください。

※各様式は町ホームページまたは子育て支援課で配布しています。

申請が必要な人には、町からお知らせを1月中に郵送します。

### ■申請が不要な人

- ・令和3年9月分児童手当を菊陽町から受給している人(上記対象者には12月24日に支給予定です。)

### ■申請が必要な人

- I 平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童のみを養育している保護者
- II 左記支給対象者に該当する公務員  
※I・IIの対象者で令和3年9月30日時点で住民票が町外にある人はその時点の住民票所在地へお問い合わせください。
- III 令和3年9月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童(新生児)の保護者  
※IIIの対象者は、児童手当認定請求または、額改定請求を行った市町村へ提出してください。

### ■申請期間

1月4日(火)～3月31日(木)

### ■申し込み・問い合わせ

子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)2202

## こんなときは 固定資産税係へ

☎(232)4911

### 家屋を取り壊したら届け出を

固定資産税は毎年1月1日現在の状況で課税されます。住宅や倉庫など家屋の一部または全部を取り壊したときは、法務局への滅失登記または税務課への滅失届の手続きが必要です。

特に令和3年中の取り壊しは、手続きをしない場合、翌年度も引き続き課税される場合がありますので、早めの手続きをお願いします。

### 未登記で家屋を新增築したら 届け出を

家屋を未登記で新築・増築や売買などで所有権変更をした場合は、届け出が必要です。  
建築確認手続きが不要な10㎡未満の増築も課税対象ですので届け出てください。



### 償却資産の申告は 1月31日まで

町内で事業を営む個人および法人がその事業の用に供している償却資産(土地、家屋以外の資産)は固定資産税の課税対象です。

1月1日現在で、町内に所有する償却資産の申告書をご提出ください。

■申告期限 1月31日(月)

### ■たとえば償却資産ってどんなもの？

- ・アパート経営  
駐車場舗装、外構工事、植栽、外灯、駐輪場など
- ・農業  
ビニールハウス、ロータリー、管理機、保冷庫など
- ・その他  
パソコンなど電子機器、事業用機材、看板、太陽光発電設備など

1月4日(火)開始

## スマホで町税などのお支払いができます！

スマートフォンを利用した決済方法「スマホ収納」の利用を開始します。「スマホ収納」の対象はコンビニエンスストアでの納付が可能な町税や料金です。

### 「スマホ収納」対応アプリ



〈LINE Pay 請求書支払い、PayPay 請求書払い、PayB〉

### ご利用上の注意

- ・納期限を過ぎていたりバーコードが印字されていないまたは読み取れない場合はご利用できません。
- ・領収証書などは発行されません。領収証書などが必要な場合は金融機関かコンビニエンスストアをご利用ください。
- ・手続き完了後の支払いの取り消しはできません。ご利用前に納付書の内容をご確認ください。
- ・二重払いや、納付金額の変更などで返金が発生した場合でも、手数料の返金はできません。

スマホ収納できる税・料金	問い合わせ先
町県民税(普通徴収) 固定資産税 軽自動車税(種別割) 国民健康保険税	税務課 ☎(232)4911
利用者負担額(保育料) 公立保育所利用者副食費	子育て支援課 ☎(232)2202
後期高齢者医療保険料	健康・保険課 ☎(232)4912
介護保険料	介護保険課 ☎(232)2508
町営住宅使用料	建設課 ☎(232)2115
下水道使用料 (公共下水道・農業集落排水)	下水道課 ☎(232)2164